

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 実行可能性についての調査など

1) 総合都市プラザ整備のための取組みについて

- ・ 総合都市プラザ整備計画～新たなにぎわい空間創出に向けて～
- ・ 総合都市プラザ建設の方向性に関する報告書
(総合都市プラザ検討委員会 2011年1月)
- ・ 総合都市プラザの施設整備の方向性について(2011年2月14日)
- ・ 総合都市プラザ調査特別委員会の調査結果について(2011年6月28日)
- ・ 総合都市プラザ主要施設(2012年6月)
- ・ 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業商業計画(2012年7月31日)
- ・ 総合都市プラザ基本設計
- ・ 総合都市プラザ管理運営計画(2013年3月)

[2] 都市計画との調和等

(1) 総合計画、都市計画マスタープラン等関連する計画との整合性について

1) 久留米市新総合計画

新総合計画第2次基本計画では、基本理念「水と緑の人間都市」の下、「誇りがもてる美しい都市久留米」「市民一人ひとりが輝く都市久留米」「地力と風格のある都市久留米」の3つの都市像の実現を目指している。

中心市街地の活性化については、「地力と風格のある都市久留米」を実現するための政策の一つとして掲げている「人と情報が行き交うにぎわいのあるまちに」の中で、「都心部商業の活性化」、「中心市街地の再整備」、「多様なにぎわい空間の創出」などの展開により、重点的に取り組むこととしている。

2) 久留米市国土利用計画

国土利用計画では、①個性的で自立した都市づくり、②都市空間や生活空間の質的充実、③中長期的な人口減少社会の到来を見据えたコンパクトな都市づくりを基本理念とし、「安全安心」で「継続的な発展を可能とする」都市づくりを基本方針としている。

三法改正の趣旨を踏まえ、大規模ショッピングセンターなどの集客施設の郊外への出店抑制によるコンパクトな都市づくりを図っていくとした上で、中心市街地については、商業、医療、文化や情報など高次都市サービス機能の充実を図るとともに、コンパクトな都市づくりを目指した都心居住促進など多様な機能の再生により、賑わいのある広域的な都心空間の形成を図っていく、という方向づけが示されている。

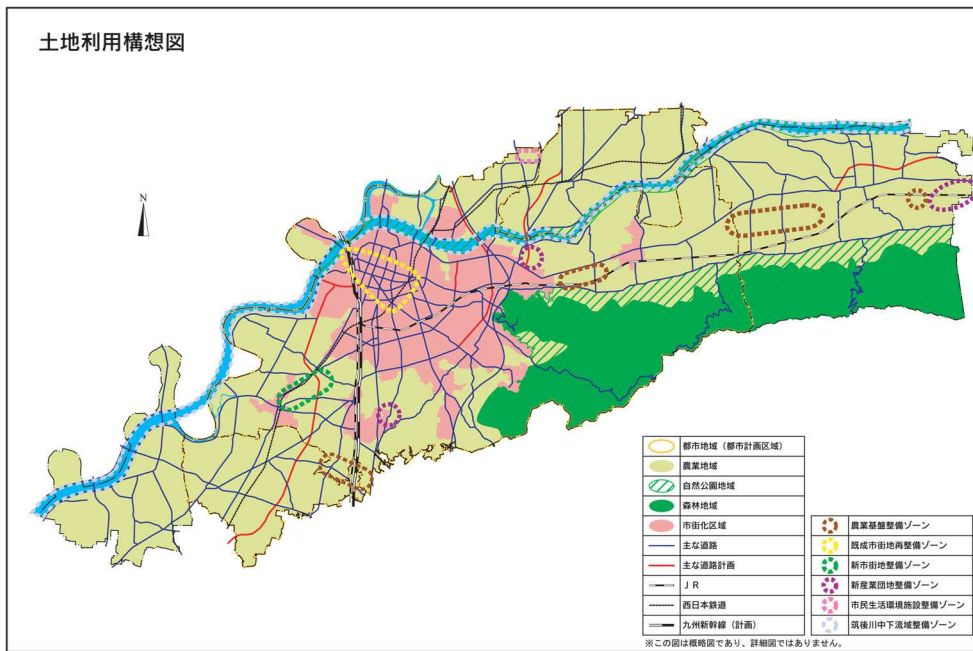


図 11-2 土地利用構想

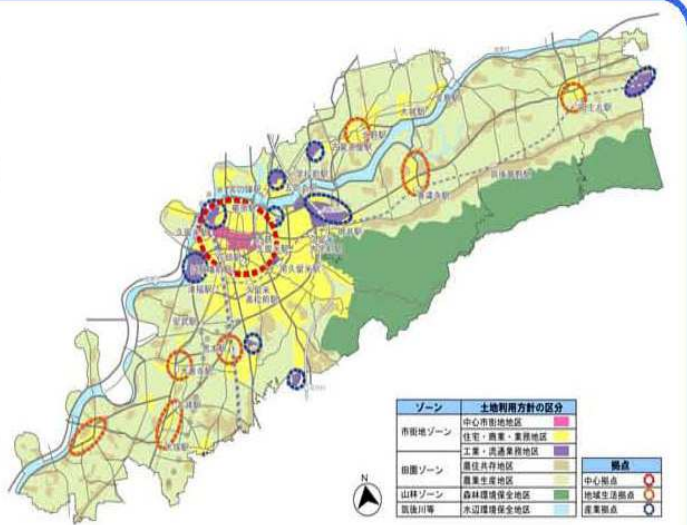
3) 久留米市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランでは、中心市街地に関して、都市づくりの4つの目標のうち「人・物・情報が行き交う活力ある都市づくり」の中で以下のように記述されている。

本市の顔である中心市街地において、商業、業務、行政、交通、文化などの拠点として活発な交流を牽引し、中核市として人、物、情報が行き交う元気な都市を目指す。

土地利用の方針

- コンパクトな市街地の形成と市街地拡大の抑制
- 中心拠点、地域生活拠点といった地域特性を活かした拠点づくり
- 豊かな自然・田園環境の保全・活用
- 産業等の促進を図るための拠点づくり
- 佐賀県東部を含む県南地域をリードする都市基盤の形成
- 全市的な視点による土地利用の一体的なコントロール



※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものです。

図 11-3 土地利用の方針

また、中央部地域の地域別構想では、地域づくりの目標を「多様な都市機能の集積を活かし、多くの人が集い県南地域の顔となる地域づくり」としたうえで、土地利用の方針として、「中心市街地地区では、既存の商業の高次化、文化・芸術・交流機能の導入を図るよう方向づけている。

交通施設の方針では「安全で快適な歩行者空間の形成、ユニバーサルデザインに配慮した統一性のある観光案内サインの整備や公共公益施設の方針では「多様な市民活動、広域的な交流促進を支える久留米シティプラザの整備を進めることが方向づけられている。



図 11-4 中央部市域の地域づくりの方針

4) 久留米市都市交通マスタープラン

都市交通マスタープランでは、来街者がまちを楽しみ、まちなかが賑わうために「中心市街地のモビリティ向上」が必要であるとしたうえで、将来交通網の基本的な考え方として、

- ① 中心拠点においては、出来る限り自動車の流入を軽減させ、公共交通や徒歩、自転車を

主体とする移動環境の構築を図る。

- ② 中心市街地地区においては、歩行者優先の道路整備、乗換拠点駅での大規模な駐車整備等を行うとともに、JR久留米駅と西鉄久留米駅を繋ぐ区間については、基幹公共交通の利用環境の向上、賑わい歩行軸の整備を行い、歩いて暮らせる移動環境の充実を図る。
- ③ 中心市街地地区周辺の主要施設への徒歩回遊軸の整備や自転車利用環境の向上、新たな交通システムの導入を行い、中心拠点内の回遊性向上を図ると方向づけを行っている。

5) 久留米市環境基本計画

環境基本計画では、中心市街地関連を、緑豊かな都市景観やまちなみづくりのため、市民・事業者による緑化活動の支援を行う「市街地の緑化の推進」や、都市河川や街路樹、都市公園等を活用した魅力ある都市空間を創出する「都市景観の創出」、史跡や建造物などの歴史的文化的遺産や歴史的景観の保全に努めるとともに、地域の特性を活かした整備・活用を図る「歴史的文化的遺産の保全・活用」などの方向づけがなされている。

[3] その他の事項

(1) 福岡県との連携について

久留米市中心市街地活性化のためには、広域的な視点から福岡県との連携が重要である。福岡県においては、県内市町村における広域拠点(中心市街地)などへの大規模集客施設の適性立地を推進する立地ビジョンを策定し、広域的な観点からその考え方を明らかにし、準都市計画区域の指定を行っている。

このような広域的な視点からの福岡県の施策と連携し、中心市街地の活性化を推進する。

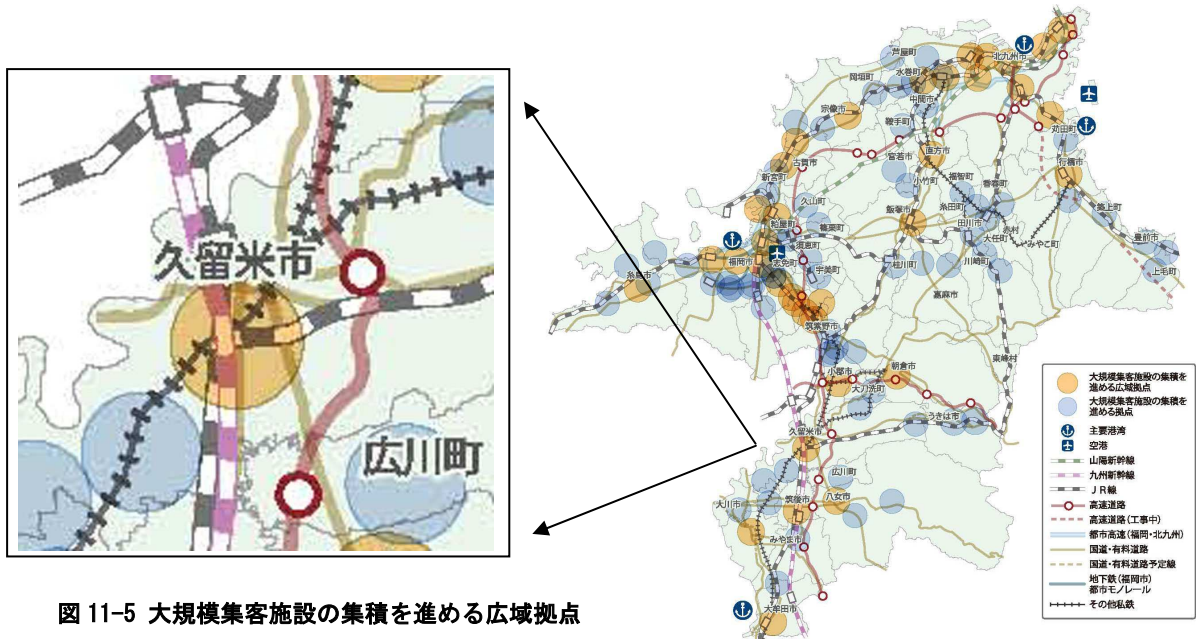


図 11-5 大規模集客施設の集積を進める広域拠点